

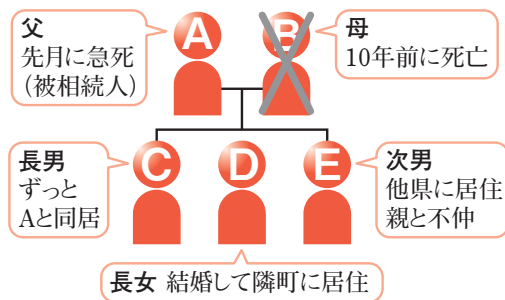
Agora 岐阜(アゴラ岐阜)は、さまざまな分野の専門家で構成された集団です。

特集

今号は41号の続編です。41号では、生前贈与をした事例を題材にして、税理士と弁護士の対話形式で、遺言・贈与と相続トラブルについてお話ししました。

今号は、別のパターンの生前贈与をした事例を題材にした相続トラブルについて税理士と弁護士の対話です。

問題事例



【Aの遺産】	
①預金 100万円	・Aと同居する自宅の敷地
②土地 500万円	・自宅建物はA名義

【生前贈与A→C】	【生前贈与A→D】
1年前	2年前
母屋を建て替えて	D夫婦の自宅敷地に
新築する建築資金として	するため隣町の土地
現金3500万円を贈与	(評価額2500万円)を贈与

坂井田税理士…Aさんは、生前から、“不仲の二男には何も渡したくない、同居の長男と可愛い長女に財産を渡したい”と思っていました。相続税がかからない計算だったので、Aさんは、長女と長男に生前贈与をして、どちらも相続時精算課税制度を使って贈与税が非課税となる税務申告をさせていました。

竹中弁護士…なるほど。早い段階で自分の希望どおりに財産を渡して、かつ、贈与税も相続税もかからないというわけですね。

坂井田税理士…ところが困ったことになってるんです。Aさんが遺言を残していませんでしたので、CさんがEさんに話し合いをもちかけたところ、Eさんから次のようなことを言われたそうです。

“遺産は全部自分が相続する。”

“遺留分を兄さんに請求する。”

Eさんの法定相続分は1/3だと思うのですが、遺産を全部相続するというEさんの言い分は通るものなのでしょうか？

竹中弁護士…Eさんの法定相続分は1/3です。しかしこの場合、単純にAさんが亡くなった時に残っている遺産の1/3(200万円)というわけにはいきません。遺産(600

万円)に二つの生前贈与(600万円)を加えて、その1/3(220万円)がEさんの相続分となります。そうすると、Eさんが遺産を全部相続するという言い分は通るものといえます。

坂井田税理士…ずっとお父さんの面倒を見てきて、今も自分が住んでいる土地を相続できないのは可哀想ですね。

坂井田税理士…さらにCさんはEさんから遺留分を請求されています。これはどういうことでしょうか？

竹中弁護士…Eさんには遺留分という取り分(110万円)があります。Eさんが遺産全部(600万円)を相続しても、Eさんの遺留分には足りません。そうすると、Eさんとしては、Cさんに生前贈与された財産(3500万円)から遺留分に足りない分(500万円)を取り戻すことができます。

坂井田税理士…Cさんは、自分が住んできた自宅となる土地を相続できないばかりか、さらにEさんに財産を渡さないといけないのですか。Dさんも生前贈与を受けていますので、Dさんから取り戻してくれと言うことはできないのでしょうか？

竹中弁護士…後からした贈与から遺留分を取り戻さなければならないと法律で順番が決められています。今回のケースでは、Dさんよりも後に行われたCさんへの生前贈与から遺留分に足りない分を取り戻さなければなりません。それでEさんは遺留分を全額取り戻すことができますので、Dさんから取り戻すことはできません。

坂井田税理士…Cさんと同じように生前贈与を受けたDさんだけが得をしてしまいますね。同居して自分の面倒をみてくれたCさんに対するお父さんの思いも報われないですね。

竹中弁護士…相続税・贈与税対策や跡継ぎ問題だけに気をとられてしまい、後から相続トラブルを引き起こして円満な相続ができなくなってしまうというケースもあります。いろいろなことを想定しながら、贈与の仕方、遺言の書き方、財産の残し方を考えていかなければなりませんね。

坂井田税理士…相続税の心配がないからといって安易に多額の生前贈与を行い、相続時精算課税制度を使って税金が無税になるということだけ考えていると、後々困ったことになるケースもあるのですね。